

労働基準関係法令違反に係る公表事案

島根労働局

最終更新日：令和7年1月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
荒木建築	島根県出雲市	R6.3.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ約3.5メートルの箇所で、墜落による危険を防止する措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.3.18送検
(株)吉田水産	島根県隠岐郡	R6.3.26	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第70条の5	労働者に移動式クレーンを用いて作業させるにあたり、アウトリガーの張り出しを行わなかったもの	R6.3.26送検
(株)塩月工業	福岡県春日市	R6.4.25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	労働者に鉄骨の撤去作業を行わせるにあたり、物体の落下による危険を防止するための措置を講じなかったもの	R6.4.25送検
(有)糸川重機	島根県松江市	R6.7.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械と接触することによる危険防止措置を講じなかったもの	R6.7.19送検
(株)いずもサンライズ	島根県出雲市	R6.12.6	最低賃金法第4条	労働者1名に1か月間の定期賃金約15万円を支払わなかったもの	R6.12.6送検